

匝瑳市環境審議会 会議結果

第1 日時

平成24年2月24日（金） 午後1時30分～午後2時30分

第2 場所

市役所議会棟 第2委員会室

第3 出席者

○委員

伊藤照子会長、林義雄副会長、秋葉信一委員、石田健治委員、梅原一郎委員、片岡正裕委員、金井順一委員、鎌形利一委員、熊切清委員、佐藤正雄委員、南波隆委員、稗田正治委員、福家邦夫委員 以上13名（会長、副会長以下五十音順）

（欠席委員 竹澤まさ子委員、渡辺博史委員 以上2名）

○事務局

鈴木課長、佐久間副主幹、加瀬副主査 以上3名

第4 議事次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 あいさつ
- 4 議事

諮問事項

- (1) 第2次一括法による権限移譲に伴う騒音規制法等に基づく規制地域の指定等について
- (2) 匝瑳市環境保全条例施行規則の一部改正について

5 その他

6 閉会

第5 会議結果

諮問事項

(1) 第2次一括法による権限移譲に伴う騒音規制法等に基づく規制地域の指
定等について

一原案のとおり承認

(2) 匝瑳市環境保全条例施行規則の一部改正について

一原案のとおり承認

諮問事項1及び2について、原案のとおり承認され、匝瑳市長に対し答申を
行うこととなった。

第6 議事概要（要旨）

別紙のとおり

《議事概要》

1 開 会

(進行：事務局 佐久間副主幹)

2 委員紹介

匝瑳警察署生活安全課・富田課長の異動に伴い、後任の金井課長に対して委嘱書を交付し、新規委員として紹介した。

3 あいさつ

会議の開催にあたり、伊藤会長から挨拶を行った。

4 議事

(議長：伊藤会長)

匝瑳市環境基本条例第27条の規定により、会長である伊藤委員が議長となり、議事進行を行った。

諮問事項1 第2次一括法による権限移譲に伴う騒音規制法等に基づく規制地域の指定等について

(説明：事務局 加瀬副主査)

配布資料に基づいて、議事の概要及び指定等の内容について事務局から説明を行った。

これに対し、議長から委員に対し質疑等を求めたのち、原案のとおり承認された。

(以下、質疑等)

○議長

ただいま、事務局からの説明に対して、質問等があればお願いしたい。

○議長

内容が複雑だが簡潔に表すと、県から市に主体が変わったということによるのか。

○事務局

そのとおりです。県で定めていたものを市で指定し直すという内容になります。これまで、騒音関係で問題が発生した場合、第一に市が事業者に指導等を行ってきました。これは、振動も悪臭も同様です。基本的に市により対応してきましたが、地域の指定等は県知事が行っていたもので、それらはすべて、市で行うという内容です。

○議長

その他に、質問や意見等はいかがか。

○委員 A

指定地域は用途地域となっているが、これまで、この他で市に対して苦情や指定地域に入れてほしいといった相談等はなかったか。

○事務局

これまで、騒音、振動等に関して、規制法の対象外の地域から対象地域に編入して欲しいという要望はありませんでした。市の環境保全条例においても、騒音、振動に関する規定があり、地域外のものについては条例において対応していたのが現状であります。

○議長

この指定地域外においては、他の法令で対応してきたということか。

○事務局

市条例で対応してきたということです。ただし、その場合においては、いわゆる特定施設として、施設が絞られてくるということです。

○議長

他に質問等はいかがか。

(質疑等特になし)

○議長

意見、質疑等が無いようであれば、次の議題に移りたいと思う。

諮問事項 2 匝瑳市環境保全条例施行規則の一部改正について

(説明：事務局 加瀬副主査)

配布資料に基づいて、議事の概要及び改正案の内容について事務局から説明を行った。

これに対し、議長から質疑等を委員に求めたのち、原案のとおり承認された。

(以下、質疑等)

○議長

ただいまの事務局からの説明に対して、質問等があればお願いしたい。

○委員 B

参考資料 2 に掲載の特定施設及び規制基準の一覧に関し、現状の匝瑳市は多古町と規制内容が同一ということだが、山武市は 4 町が合併して市になったが、その他の市と同水準の規制を行っているので、匝瑳市もこれと同程度の規制でよいのではないか。

○議長

先ほどの意見は、賛成という意見でよろしいか。

○委員 B

この案では、多古町と同水準の規制を行うということか。

○事務局

銚子市、旭市、香取市と同様になるということです。

ご指摘の一覧表に関して、山武市の場合は、畜産施設について規制がかかる範囲は、都市計画法の用途地域内に限るという考え方です。ある意味、規制が弱いということになります。

匝瑳市の今回の提案については、用途地域内に限らず市全域において、畜産施設を特定施設とした中で規制を行うという内容ですので、より厳しい規制となるものです。

○委員 C

事務局の説明でもあったが、野田地区の畜産関連で議会において陳情が採択されたとのことだが、農業委員会に対しても要望書が出され、それと同時期頃に畜産業者から農地転用の許可申請が出されていた。

地元住民の立場に立つと環境問題を重視すべきと思うが、農業委員会としては畜産振興の観点から、転用許可をせざるを得ないのが実情である。

これ以降、市から事業者に対する指導等はどのように行っているのか。畜産業者が集まって会議を開いたと聞いているがどのような内容か伺いたい。

○事務局

基本的な立場として、今回の規則の改正によって、畜産経営を締め出したり、畜産振興を妨げることを目的とするものではありません。畜産業を行うにあたり、地域との共栄、共存として公害対策について十分な対応をしていただく、ということが大きな狙いでありますので、ご承知おき願います。

畜産施設を特定施設とすることで、こういった変化があるかということ、これまでも悪臭を発生させない努力をするということは当然でしたが、これからは、施設を設置する場合にあっては、施設の設置届出が義務化されます。

その後、仮に悪臭問題が発生した場合、これまでは行政指導の範疇でしたが、施設の改善勧告、あるいは改善命令、命令に従わない場合は、懲役、罰金に処することができます。

これらは、環境生活課としての対応となりますが、市としても、畜産振興の観点も含め、産業振興課と連携を取りながら、状況に応じて対処していきたいと考えます。

○委員D

改善命令を行うことについてはよいが、施設改修には当然に費用がかかるので、改修に対する援助等はあるのか。

○事務局

環境生活課の範疇は超えてしまいましたが、産業振興課と連携しての対応にはご指摘の部分を含み説明をさせていただきました。特に、畜産業に関しては施設改修に相当額の費用がかかることは承知していますので、農林振興上の補助事業、資金融資制度もありますので、それら制度の紹介等をしながら連携した対応をしたいと考えています。

○委員B

環境問題と許認可はある程度切り離して考えないといけない。農業委員会は許認可権限があるので、地元から（反対）要望が出されても、容易に地元要望を受け入れることは困難と思う。

私の地元地区は、多古町と接しており、多古町地先で大規模養鶏場の建設計画が浮上した。事業者側で環境対策を行うといっても臭いやほこりは発生するし、一度建設がされてしまうと、住民は何十年と影響を受けることとなるので、環境のことを考えると地元としては反対意見となってしまう。

環境保全で考えるか、許認可権限に基づいて考えるか、非常に難しい問題である。

○議長

畜産業のことを考えると難しいものであるが、事務局から説明があったように、連携を取ってもらいながら、農家のため、また、地域住民のためになるような方策を積み上げていくしかないのではないか。

新たに建設するものと、すでに設置済みの施設では違いもあるであろうし。他の委員の方の意見はいかがか。

○委員C

野田地区の畜産施設の新規建設は、多古町の畜産業者が行うと聞いている。他市町村から匝瑳市に進出してくることについては、市としては特に問題はないか。

○委員B

多古町の農業委員会に聞いた話だが、多古町で同事業者が行っていて、苦情が発生したために匝瑳市に施設を建てることとなったと聞いている。

○事務局

他市町村から匝瑳市に進出があった場合にはどうするかという場合については、何ら妨げることはありませんし、事業者の自由となります。

本課の対応としては、まず、条例、規則に規定される所定の手続きを経て、施設を設置していただくこととなります。その上で、何らかの問題があり、事業者から施設改修及び改修資金の相談があった場合においては、産業振興課又は本課において連携して指導等をさせていただきたいと考えています。

○委員C

先ほど事務局から説明がされたが、過去の多古町の養鶏業者の問題もあり、事業者から市に協議がされた場合に、事前に地元に対して事業概要について公表していただきたい。

○事務局

基本的には、大規模事業について事業者から市へ相談があった場合においては、地元との調整を事業者に対して指導してきたつもりであります。ある程度、話が進んでしまっただけからの地元説明ということは、あまり良策ではないので、事前に指導してきたつもりでありますし、さきほどの意見の趣旨ももっともであると考えますので、そうした形で今後も進めていきたいと考えます。

○委員 A

改正前の特定施設一覧表（別表第 6）の 9 に「鶏ふんの乾燥施設」とあり、新たに「養鶏施設」が加わるとのことだが、「鶏ふんの乾燥施設」と「養鶏施設」の違いは何か。

あるいは、「養鶏施設」の中に「鶏ふんの乾燥施設」は含まれるのか。もし含まれるのであれば、別表第 6 の 9 から除外するなどするべきではないか。銚子市、旭市、香取市では、「鶏ふんの乾燥施設」が規定されているのか。

○事務局

銚子市、旭市、香取市の現状については、確認した範囲では全く同様のものです。参考資料 2 の 9 ページにおいて、銚子市を例に説明すると、特定施設に「10」と付され畜産施設が規定されていますが、この前段となる「9」が、現状の匝瑳市の「9」と同様であり、「鶏ふんの乾燥施設」が既に規定されています。

規則改正後においては、養鶏施設として畜舎は当然に、乾燥施設及び発酵施設を含めた堆肥舎はすべて含まれると考えています。現状の「鶏ふんの乾燥施設」については、あまり例はないかもしれませんが、事業として鶏ふんを購入し、プラント等で乾燥し、製品として出荷する場合は対象となるものと考えています。

そもそも鶏ふんの乾燥施設は、農業という捉え方よりも、工場・工業的な捉え方というのが改正前にあったと考えられます。改正後においても、当該部分は規定したままとし、銚子市、旭市又は香取市に規定されているように、

畜産農業施設としてア（酪農又は肉用牛生産施設）、イ（養豚施設）、ウ（養鶏施設）の部分を規定するという考え方となります。

○委員D

養鶏施設については、畜舎に乾燥施設が併設されてなければ許可とならないものか。

○事務局

先ほどの質問は、畜産業を営むにあたり発生する糞尿を処理するための施設ということで、数年前に家畜排せつ物法が制定され、堆肥の野積みや糞尿を処理するにあたって地下浸透させてしまうことは法に反してしまう。こうしたこととなれば、これに対応するための施設が必要になるので、これらは併せて設置しなければ許可にならないのではないかとということですが、基本的な考え方としては、その通りであると考えます。

○委員E

以前にも悪臭がなくなったという事例があったので、紹介したいと思う。我が家は下出羽地区の大利根用水のすぐ近くにあるが、現在の大利根用水は用水路の下にパイプを配し直接水田へ用水を引いていることで、排水のみとなってしまうように感じる。そうすると、市街地の下水は大利根用水路に流入しているので、特に夏場は悪臭がひどかった。

当時から比べると合併処理浄化槽が増えてきており、排水の状態も良くなってきているが、市からEMを提供していただき、自宅の風呂場、洗面所に1週間に1回でも放流しているだけで、最近では夏でも臭くなくなった。市の方でも用水路に放流していると聞いているが、配布は無償ではなく有償でも良いと思うので、広く家庭で放流してもらえるとさらに悪臭がなくなると思っている。

私が子供のころは、大利根用水路で水浴びをやった記憶があるが、現在はドブ化してほぼ下水となってしまうと、ほとんど生き物がいないような状況である。

○事務局

議事2については、ひとまず議論はよろしいでしょうか。議長に整理していただき、特段、他の質問等なければ、先ほどの意見に対して回答させていただきたいと考えます。

○議長

それでは、まず、環境保全条例施行規則の一部改正について、畜産業を含めることについては、原案のとおり承認してよろしいか。

(「異議なし」の声)

○議長

承認として答申したいと思うのでよろしくお願ひしたい。

それでは、先ほどの意見については、「4 その他」として取り扱ってよろしいか。

先ほどの意見から考えると、条例が変わったことにより、取り締まり、指導が強化できるようになったことは大事なことであるが、畜産業の振興や現状の畜産業者の対策費用の問題、全体的な悪臭防止のための手立てなど、様々な角度から考えていかなければこの問題は解決しないのではないかと、いう趣旨だろうと受け止めた。環境生活課としても関連する他課、団体等と一緒に協議していく必要があるのではと思ったが、いかがか。ぜひ、ご検討いただきたい。

○事務局

先ほども説明しましたが、畜産農家をいじめるという立場では決してなく、振興していきながら何かしらの改善点があれば協力していくことが市の立場であると当然に承知しています。

併せて先ほどの意見にありましたEM菌について説明いたします。

EM菌は、微生物を使用した浄化剤であって、市内には下水道が整備され

ておらず大利根用水に流入していることから、何らかの方策を検討した結果、平成13年頃から行っている事業です。EM浄化剤を河川へ放流していただける家庭、モニターを募った中で、先ほどの委員にも参加していただいているものです。現在、職員及びシルバー人材センターへの作業委託で実施していますが、いずれにしても手作りで作成しているために、大量作成が困難です。作成量としては、それほど多くなく、週に400リットル程度です。今以上に拡大していければ良いですが、実際には困難であると考えられます。

他の地域においては、市民の中にEMを普及する団体等があり、市としては資材を提供して作成等を団体に委ねている事例もあるので、そうした取り組みも検討していきながら可能なものは進めていきたいと考えています。

併せて、大利根用水路の末流部に水質浄化施設を設置し、用水路に流入する排水の一部を浄化した後に還すという事業も行っていますので紹介させていただきます。

○委員E

今は全く臭いがしなくなった。10年以上前は、食事もできないほど臭い状態であった。非常にありがたいと思っている。

○議長

審議会とは離れるが、様々な対策や方法がそれぞれの団体であると思うので、手立てが見つかれば市にお話しいただけると役立ててくれると思うのでよろしくお願いしたい。

以上で、2つの諮問事項については議事を終わらせたい。

5 その他

その他として、事務局から委員に対し、意見等を求めた。

(以下、意見等)

○委員 F

本日の審議事項について、改正等を行うとのことだが、文言等を事前に拝見する機会はあるか。

○事務局

決定後ですがホームページには掲載予定です。諮問事項 1 については、現行の規制内容と変更がないため、ホームページ掲載に留めようと考えていますが、諮問事項 2 については、畜産業者に関連してくるものであるので、広報への掲載及び事業者への直接通知を考えています。

○委員 F

審議会委員として全体の方向性は確認できたが、その後の議論を踏まえてどのような文言となるか確認したかった。意を汲んでくださっているとは思いますが。

○事務局

委員の皆さんに対しては、改めて全体がわかる資料を提供いたします。

ちなみに、今回の諮問事項 2 は、規則の改正となるため、市議会への提出はありません。

なお、改正後の規則の施行期日ですが、本日ご審議をいただき、今後庁内での法令審査を受けて成立となります。その後、周知期間として、広報及び事業者に対する通知等の期間を踏まえ、6月1日からの施行を考えています。

○委員 D

合併処理浄化槽の BOD 値に関して、市では抜き打ち等で検査することはあるのか。

○事務局

市では、個人の浄化槽検査は行っていません。市では、公共用水域での水質検査を行っています。

個々の家庭の浄化槽検査は行っていませんし、可能かどうか不明です。例えば、大利根用水水域等の幹線となる水域については、年に4回業者に委託してBODを含めて測定を行い、結果を踏まえた評価等について引き続き実施しています。測定数値については、市ホームページにおいて、数年間分を公表している状況です。その他、道之口沼等の池沼についても、同様に測定、公表をしています。

○委員D

もう一点、みどり平工業団地の遊水地について、これも排水を兼ねているものか。この遊水地は、大利根用水水域の軽桶川の上流にあたり、下流で新川に接続することとなる。

○委員G

工業団地内の遊水地は雨水のみである。汚水は別系統で処理を行っている。

(その他意見等なし)

6 閉 会

以 上